財政改革プラン

~ ふるさと再生・新生の基盤づくり ~

平成15年11月

青 森 県

はじめに	 1
財政改革プランの策定について 1 財政改革プラン策定の目的 2 財政改革プランの推進期間 3 検討体制、策定方法	 2
本県財政の現状と財政圧迫の主な要因について 1 15年度当初予算で見る県財政の現状 2 基金残高の推移 3 基金を取り崩さざるを得なかった要因 【参考】財政の圧迫要因の定量的分析の一例 4 収入(一般財源)の伸び悩み 5 公共投資の増加 6 補助金の増加	5
財政の中期的な見通し(中期財政試算)について 1 財政改革プラン推進前の中期財政試算 2 その他のリスク要因 【参考】財政再建団体について	 13
財政改革の目指すべき方向性 1 方向性 2 数値目標 【参考】東北新幹線建設費負担の将来見通し	 18
財政改革取組方針 1 具体的取組みと効果額(一般財源ベース) 2 施策の重点化に向けた具体的取組み 【参考1】財政改革プラン推進による財源不足額解消の 【参考2】財政改革プラン推進後の中期財政試算 【資料】事務事業の見直しの考え方	 21
財政改革プランの推進に当たって 1 県民、市町村、各種団体等との情報共有 2 職員の意識改革 3 プランの推進・点検体制 4 雇用・地域経済への対応 5 財政改革プラン推進期間中における課題	 28
おわりに	 30

はじめに

本県は、今、長引く雇用情勢の低迷や厳しい経済状況をはじめとして、多くの困難な課題を抱えています。こうした状況から早期に脱却し、生涯にわたり安心して暮らせる「ふるさと」実現のためには、自主自立の青森県づくりを着実に進めていく必要があります。

しかしながら、そのための基盤となる本県財政は、元来、自主財源に乏しく、地方交付税等の確保など、毎年度の国の予算、地方財政対策の影響を強く受ける脆弱な財政構造であることに加え、バブル崩壊後の景気低迷による県税収入、さらには国税を原資とする地方交付税収入の伸び悩みや、景気浮揚のために国と歩調を合わせて実施してきた公共投資の追加に伴う県債残高の累増、そして、県債償還のための公債費の急増などにより、収支のギャップ(財源不足額)が年々拡大する傾向にありました。この財源不足を補うために、県の貯金(基金)を取り崩す対応が続いてきました。

このため県では、平成11年9月に中期財政見通しを初めて公表し、その後毎年改定を続けながら、これを各年度の予算編成の手がかりとして活かし、職員の定員適正化や事務事業の見直しなどを通じて、財源不足額の圧縮・解消、すなわち、基金取崩しに依存しない財政構造への転換に努めてまいりました。

この結果、財源不足額は平成11年度の273億円をピークに減少傾向に転じましたが、 平成15年度においても依然として172億円の大幅な財源不足が発生しており、単年度 の収支均衡に向けた方向性を見いだすまでには至っていないところです。

今後見込まれる、高齢社会の進展に伴う財政需要の増大や、県民の悲願である東北新幹線全線の早期完成を目指す取組みへの財政的備え、県境不法投棄対策に必要な財政支出、さらには、国・地方を通ずる財政構造改革の方向性等を踏まえれば、本県財政は、今ここで、思い切った財政改革を行わなければ、これまで財源不足を補てんしてきた基金が数年のうちに底をつき、いわゆる財政再建団体への転落も考えられるような、極めて厳しい状況に直面していると言えます。

このため、このような状況をなんとしても克服し、将来にわたって様々な環境変化に機動的・弾力的に対応できる効率的かつ持続可能な財政構造を再構築するため、県では、財政健全化のための道筋を示す「財政改革プラン」を策定することとしました。平成16年度から20年度までを「財政再建団体への転落を回避し、自主自立の新しい青森県に転換するための5年間」と位置づけ、県民や県議会をはじめ、市町村、各種団体等の皆様の御理解と御協力をいただきながら、全庁をあげて財政改革に取り組んでいきたいと考えています。

財政改革を推進する上で憂慮すべきは、県民の皆様の痛みを少なからず伴うことでありますが、納税者である県民の皆様と将来世代への責任を果たすという視点・目線での青森県の再生・新生に向けた取組みであることを御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

財政改革プランの策定について

1 財政改革プラン策定の目的

県では、平成11年9月に「青森県中期財政見通し」を初めて公表し、その試算結果を踏まえて、今後の財政運営の基本的方向として、各年度の財源不足額の計画的な圧縮・解消に努めつつ基金残高を一定規模確保すること、及び将来の財政の硬直化を回避する観点から県債の適切な規模での活用を図ることとしました。以降、各年度の当初予算編成に当たっては、毎年度改定してきた中期財政見通しに沿って基金取崩しの目標額等を設定し、それを達成するなど、財政の健全性の確保に向けて取り組んできました。

しかしながら、今後の財政環境を見通せば、歳入面では、県税や地方交付税等の一般 財源の伸びが期待できず、歳出面では、高齢者人口の増加による社会保障関係費の増大 が見込まれ、さらに本県では、東北新幹線八戸・新青森間の建設負担金とそれに係る県 債の償還金の増大や、県境不法投棄対策に必要な財政支出が求められるといった状況に あります。また、国の「三位一体の改革」に基づく地方交付税等への影響も考えられま す。

こうした厳しさを増す財政状況と今後の財政圧迫要因を踏まえた場合、これまでのような歳入の増が期待できない状況の中では、思い切った歳出の削減策を講じない限り、財政再建団体への転落の可能性が現実のものとなってしまうおそれがあります。県民生活へ深刻な影響が及ぶこととなる財政再建団体への転落を回避し、将来にわたって様々な環境変化に機動的・弾力的に対応できる効率的かつ持続可能な財政構造を再構築する必要があります。

このため、この財政改革プランは、

基金取崩しに頼らない持続可能な財政構造への転換のため、本県財政の目指すべ き方向と数値目標、そのための具体的取組方策を示す、

あわせて、緊要な政策課題への重点的かつ効率的な対応のための方策をも同時に示す、

財政改革を実効あるものとするため、透明性を高めながら、「県財政」の主役である県民の皆様と共に情報を共有し、御理解と御協力の下に財政改革の具体的な道筋を明らかにする、

ことを目的として策定するものです。

したがって、財政改革プランは、全庁あげて財政改革を推進するための県の内部規律であると同時に、県民の皆様と共に情報を共有する今後の予算編成の指針として位置づけられるものであり、改革推進期間中の予算編成方針や予算執行過程等に具体的に反映されていくこととなります。

2 財政改革プランの推進期間

財政改革には、継続的に取り組んでいく必要がありますが、東北新幹線に係る財政負担(一般財源)が100億円を超える水準となることが見込まれる平成20年代を迎える前に持続可能な財政構造への転換を図ることが重要です。

このため、財政改革プランの推進期間を、

平成16年度から20年度までの5年間とします。

また、今後の国の「三位一体の改革」の動向や社会経済情勢に大きな変化があった場合には柔軟に対応するとともに、必要に応じ、この財政改革プランの推進期間内であっても適時適切に見直しを行います。

3 検討体制、策定方法

(1) 全庁をあげての取組体制

財政改革プランの策定に当たっては、県庁全体で部局横断的に取り組むことが重要であることから、副知事をトップに各部局長からなる「青森県財政改革推進会議」を設置し、全庁をあげて取り組んできました。

		-		
\bigcap	平成15年 3月25日	第1回	(組織会)	
	5月13日	第2回	(進め方、検討項目)	
	6月26日	第3回	(事務事業総点検の状況報告)	
	7月 8日	第4回	(進め方)	
	7月30日	第5回	(事務事業総点検の状況報告)	
	8月29日	第6回	(財政改革情報共有プロジェクトチームの設置)	
	10月 3日	第7回	(財政改革プラン策定状況)	
	11月20日	第8回	(財政改革プラン決定)	ر
_				_

(2) 第三者機関からの意見・助言

青森県財政改革推進委員会

財政改革の推進に関する重要事項について調査審議し、青森県財政改革推進会議に意見を述べるとともに、財政改革プランの策定に必要な助言等を行う第三者機関として、民間有識者12名からなる「青森県財政改革推進委員会」を設置し、御意見を伺ってきました。9月12日には、この青森県財政改革推進委員会から、財政改革プランの策定につながるマニフェストとして位置づけられるような報告書を提出していただいたところです。詳細は、報告書を参照してください。

(ホームへ゜ーシ゛アト゛レス http://www.pref.aomori.jp/zaikaku/index.html)

平成15年 3月25日	第1回	(組織会、財政事情)
4月21日	第2回	(人件費)
5月28日	第3回	(投資的経費)

```
6月18日第4回 (補助費等)7月18日第5回 (使用料・手数料、報告書素案)8月22日第6回 (報告書案)8月29日第7回 (報告書)9月12日報告書の提出10月28日第8回 (財政改革プラン素案)
```

財政改革と雇用・経済対策懇話会

財政改革の推進に当たり、雇用・地域経済への対応という観点から、その影響を最小限にとどめるための方策や施策の選択の方向性等について、県の産業界・学識者10名からなる「財政改革と雇用・経済対策懇話会」を設置し、幅広い御意見を伺ってきました。

```
      平成15年 9月 9日
      第1回 (組織会、財政事情)

      10月 2日
      第2回 (意見交換)

      10月 9日
      第3回 ( " )

      11月17日
      第4回 (財政改革プラン素案)
```

(3) 県民との情報共有

県民の皆様に、県財政の改革に対する御理解を深めていただくとともに、御意見、御提案等をいただくため、積極的に財政の現状をはじめとする情報を県民全体で共有する姿を目指すこととし、平成15年9月から11月を集中情報共有期間として位置づけて、全庁的な連携をとる「財政改革情報共有プロジェクトチーム」を9月1日に設置しました。

また、10月20日から1カ月間、財政改革プラン素案をパブリックコメントに付して、県民皆様からの御意見、御提案をいただいてまいりました。

本県財政の現状と財政圧迫の主な要因について

1 15年度当初予算で見る県財政の現状

収入(歳入)を上回る支出(歳出)。 貯金(基金)を取り崩してのやりくり。

	۷	【歳 出】	
主な	曾	通建設事業費	2,138
政		補助事業費	939
策		単独事業費	1,015
的経		国直轄事業負担金等	184
費	、 <mark>祥</mark>	助費等 (負担金、補助金等)	716
	争	義務的経費	3,581
		人件費(教育、行政、警察)	2,244
		扶助費(生活保護等)	195
		公債費	1,142
	7	一の他の歳出	1,730
		歳出合計	8,165

_【歳 入】	(単位:億円)
<mark>県税、地方消費税清算金等</mark>	1,483
地方交付税	2,385
国庫支出金	1,554
県 債	1,307
その他の歳入	1,264
歳入合計	7,993



不足分は貯金(基金)を取り崩して対応

歳出のうち税収連動交付金は、補助費等(負担金、補助金等)ではなく、その他の歳出に区分

2 基金残高の推移

貯金(基金)の残高は、バブル崩壊後の平成4年度以降の国の経済対策に呼応した 公共投資の県債償還が本格化し始めるなどした平成6年度をピークに9年連続減少。



3 基金を取り崩さざるを得なかった要因

収入の伸び悩み

県税収入と地方交付税収入を大宗とする一般財源(県が自由に使えるお金)の伸び悩み

経済対策としての公共投資の追加とその償還のための公債費の増加

国の経済対策に呼応し、県債を発行して公共投資の追加を行ったため、その償還のための公債費が年々増加

制度の充実等による県からの補助金の増加

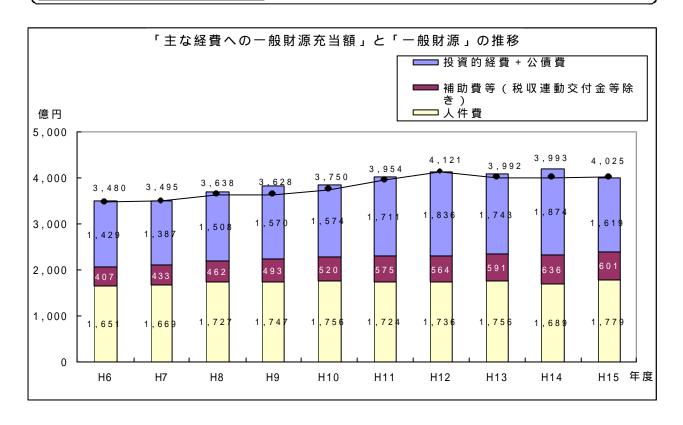
高齢化等に伴う医療福祉の充実、教育環境の充実、農林水産業振興などのための 県からの補助金が年々増加



公共投資の追加や補助金の充実等は、その時々の必要性に応じて対応してきたものであるが、右上がりの経済成長による歳入の拡大を前提とした各種施策を今後もこれまで同様の水準で継続することは極めて困難。



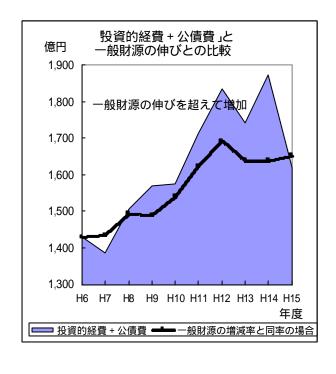
したがって、環境の変化に機動的・弾力的に対応できる持続可能な財政構造とする ため、収入の増加が見込めない中では、<u>公共投資を抑制するとともに、右上がり構造</u> となっている補助制度の見直しが必要と考えます。

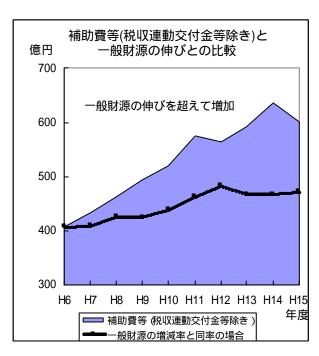


【参 考】財政の圧迫要因の定量的分析の一例

「投資的経費+公債費」、「補助費等(税収連動交付金等除き)」、「人件費」の財政に与えた影響を定量的に比較することは、多様な要素が複雑に絡み合っているため極めて困難ですが、一つの例として、財政改革推進委員会からの報告書にもあるように、基金を取り崩し始める前の平成6年度を起点として、各経費の現実の推移と、仮に一般財源総額の伸びを基準とした場合の推移を比較し、その間のギャップを分析してみたのが以下の表です。

										<u>(i</u>	単位:億	顏円,%)
区分	· 使 //	Н6	H7	Н8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	累計
一般財源		3,480	3,495	3,638	3,628	3,750	3,954	4,121	3,992	3,993	4,025	
増減率	(A)		0.4	4.1	0.3	3.4	5.4	4.2	3.1	0.0	0.8	
												•
投資的経費 + 公債費	(1)	1,429	1,387	1,508	1,570	1,574	1,711	1,836	1,743	1,874	1,619	
(A)と同率の場合	(2)	1,429	1,435	1,494	1,490	1,540	1,624	1,693	1,640	1,640	1,653	
差引き (1)-(2)			48	14	80	34	87	143	103	234	34	613
補助費(税収運動交付 金等除き)	(3)	407	433	462	493	520	575	564	591	636	601	
(A)と同率の場合	(4)	407	409	426	425	439	463	483	468	468	472	
差引き (3) - (4)		0	24	36	68	81	112	81	123	168	129	822
人件費	(5)	1,651	1,669	1,727	1,747	1,756	1,724	1,736	1,756	1,689	1,779	
(A)と同率の場合	(6)	1,651	1,658	1,726	1,721	1,779	1,876	1,955	1,894	1,894	1,909	
差引き (5) - (6)			11	1	26	23	152	219	138	205	130	829

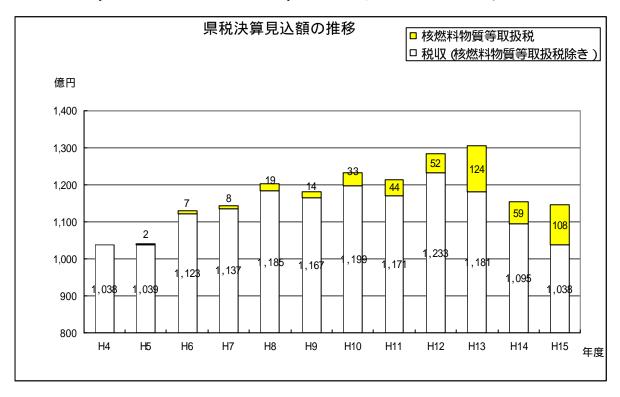




4 収入(一般財源)の伸び悩み

(1) 県税収入

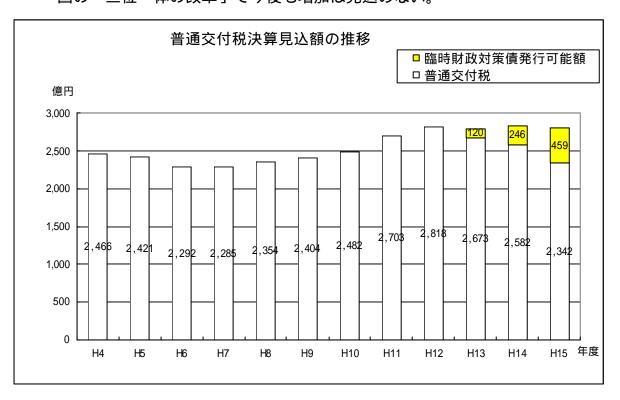
税収(核燃料物質等取扱税除き)は減少し、10年前の水準。



(2) 地方交付税

地方交付税は横ばい状態。

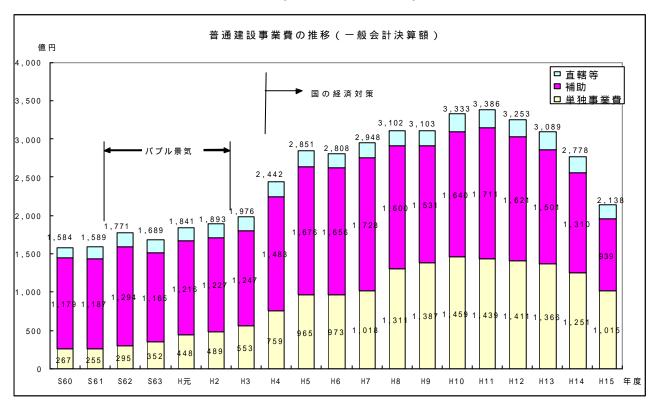
国の「三位一体の改革」で今後も増加は見込めない。



5 公共投資の増加

(1) 公共投資の推移

単独事業費は依然として高水準。バブル前の4倍。



単独事業費は全国比較でも規模・率ともにトップクラス。

7-70 12				
分	普通建設 事業費	うち補助 事業費	うち単独 事業費	単 独 事 業 構 成 比
北海道(*)	7,022	4,174	1,406	20.0
青森県	2,137	940	1,030	48.2
岩手県(*)	1,990	1,028	740	37.2
宮城県	1,455	774	453	31.1
秋田県	1,957	1,124	669	34.2
山形県	1,445	743	471	32.6
福島県	1,971	1,018	686	34.8
茨城県	2,109	1,057	680	32.2
栃木県	1,728	757	783	45.3
群馬県	1,602	767	704	43.9
埼玉県	2,140	848	905	42.3
千葉県	2,459	1,276	894	36.4
東京都	6,265	2,547	3,540	56.5
神奈川県(*)	1,772	806	815	46.0
新潟県	3,535	2,086	965	27.3
富山県	1,342	667	480	35.8
石川県	1,698	966	603	35.5
福井県(*)	1,398	794	516	36.9
山梨県	1,551	749	707	45.6
長野県	1,987	1,255	497	25.0
岐阜県	2,234	954	898	40.2
静岡県	2,630	1,105	1,266	48.1
愛知県	3,503	1,547	1,536	43.8
三重県(*)	1.370	723	414	30.2

	三	十当初予算	算・普通3	建設事業	負			(単位:億円	3,%)
分	普通建設 事業費	うち補助 事業費	うち単独 事業費	単 独 事 業 構 成 比		分	普通建設 事業費	うち補助 事業費	うち単独 事業費	単独事業 構成比
北海道(*)	7,022	4,174	1,406	20.0		滋賀県	1,182	570	458	38.7
青森県	2,137	940	1,030	48.2		京都府	1,163	474	492	42.3
岩手県(*)	1,990	1,028	740	37.2		大阪府	3,383	2,141	953	28.2
宮城県	1,455	774	453	31.1		兵庫県	3,380	1,524	1,558	46.1
秋田県	1,957	1,124	669	34.2		奈良県	1,270	627	397	31.3
山形県	1,445	743	471	32.6		和歌山県	1,492	768	600	40.2
福島県	1,971	1,018	686	34.8		鳥取県(*)	1,171	566	466	39.8
茨城県	2,109	1,057	680	32.2		島根県(*)	1,932	945	862	44.6
栃木県	1,728	757	783	45.3		岡山県	1,676	756	750	44.7
群馬県	1,602	767	704	43.9		広島県	2,255	1,272	761	33.7
埼玉県	2,140	848	905	42.3		山口県	1,882	1,203	550	29.2
千葉県	2,459	1,276	894	36.4		徳島県	1,432	784	520	36.3
東京都	6,265	2,547	3,540	56.5		香川県	882	361	457	51.8
神奈川県(*)	1,772	806	815	46.0		愛媛県(*)	1,654	861	637	38.5
新潟県	3,535	2,086	965	27.3		高知県	1,269	773	347	27.3
富山県	1,342	667	480	35.8		福岡県	2,504	1,170	1,039	41.5
石川県	1,698	966	603	35.5		佐賀県	1,229	563	486	39.5
福井県(*)	1,398	794	516	36.9		長崎県	2,176	1,443	632	29.0
山梨県	1,551	749	707	45.6		熊本県	1,841	995	691	37.5
長野県	1,987	1,255	497	25.0		大分県(*)	1,683	942	624	37.1
岐阜県	2,234	954	898	40.2		宮崎県	1,841	1,001	728	39.5
静岡県	2,630	1,105	1,266	48.1		鹿児島県	2,547	1,529	936	36.7
愛知県	3,503	1,547	1,536	43.8		沖縄県	1,756	1,453	269	15.3
三重県(*)	1,370	723 2質が長枚3	414	30.2		計 後の数字を示	98,900	51,426	36,871	37.3

(*)印は、当初予算が骨格予算の道県で、肉付け後の数字を示す。 神奈川県は8月末現在で肉付け補正なし。 補助事業費、単独事業費とも受託事業費分を含む。

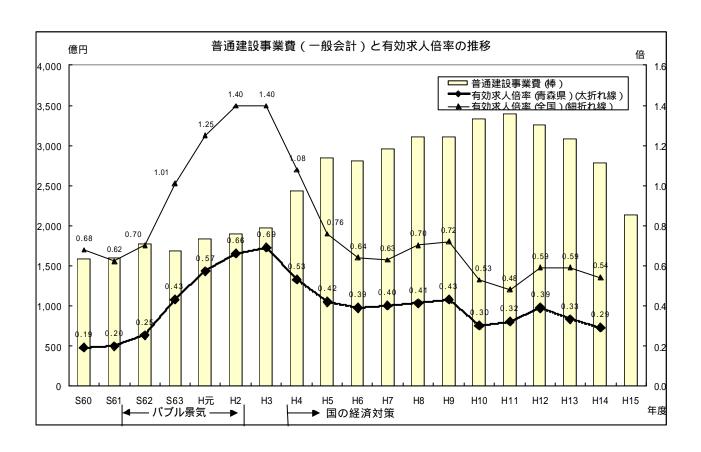
(2) 公共投資の追加による景気・雇用への効果

昭和61年末から平成3年初めまでの間のバブル景気においては、税収増に支えられて公共投資の積み増しを行ってきましたが、バブル崩壊以降は、経済対策としてバブル時の高い投資水準の上に更に積み増しを行い、景気の下支えを図ってきました。平成4年以降、現在に至るまで10年以上にわたり、国は10数回もの経済対策を行い、本県も国全体における経済対策の相乗効果を損なうことのないように呼応してきました。

しかしながら、全国同様、本県においても自律的な経済成長につながっていないのが 現状であり、公共投資が県内景気の下支えに一定の効果はあったものの、景気回復の起 爆剤とはなり得なかったと考えられます。

公共投資の効果が薄れてきていることに鑑みれば、中期的には本県経済を公共投資依存体質から、自律的な体質へ転換することが求められると考えます。

公共投資の増加は、一時的な下支え(カンフル剤)にはなったものの、経済成長・ 雇用拡大の起爆剤にはなり得なかった。



(3) 公共投資の追加による財政運営への影響

公共投資の積み増しの財源は主に県債に求めてきたところであり、これに起因して県債の償還である公債費の伸びが著しいものとなっており、財政を圧迫しています。歳入が伸び悩む状況にあっては、これまでの公共投資の水準を維持することは極めて困難な状況にあります。

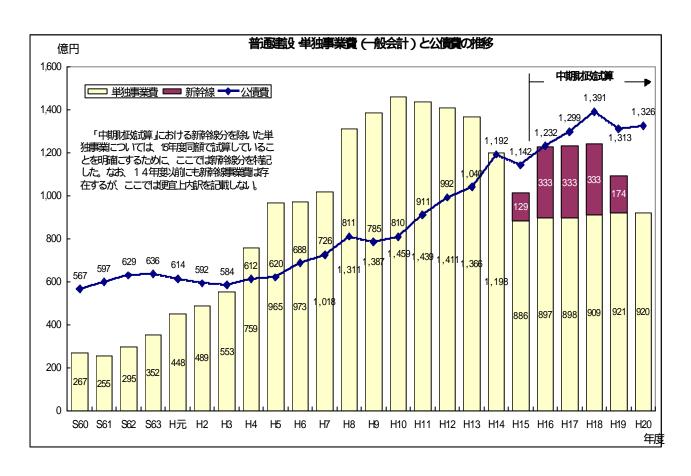
本県の公共投資は高い水準にあり、とりわけ単独事業は全国トップクラスの規模となっており、現在でもバブル前の4倍の水準となっています。また、補助事業を上回る額ともなっており、単独事業が補助事業を上回っている団体は全国の中でも限られます。

財源を県債に求める公共投資が将来の公債費に与える影響に鑑みれば、投資水準の思い切った抑制を図る必要があります。

公共投資の増加(特に財源の大半が県債である単独事業費の増加)は時間遅れで公 債費を増加させる。

公債費の増加が財政を大きく圧迫。

東北新幹線の整備費は分析上単独事業費に分類されますが、16年度以降、東北 新幹線の整備費を除いた単独事業費を同程度として試算しても公債費が増加。



6 補助金の増加

県からの補助金(補助費等)総額は大幅に増加し、収入(一般財源)の伸び(元 1.28倍)を大きく上回る増加。

とりわけ、民生費(元 2.99倍)、農林水産業費(元 2.50倍)が大幅な増加。 ただし、民生費の中には、介護保険の県負担金(96億円)や老人医療費の県負金(74億円)など、法律で県の負担が定められ、増加がやむを得ないものもある。 しかしながら、健康を保つ取組みによって極力抑制する必要はある。

補助費等の推移	補助費等の推移 (普通会計決算額) (単位 :億円、かっこ書きは元年度を100とした指数													
年度区分	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	
総務費	52	64	61	66	72	78	82	65	61	91	109	94	87	
高67万 奥	(100)	(123)	(117)	(127)	(138)	(150)	(158)	(125)	(117)	(175)	(210)	(181)	(167)	
民生費	108	118	126	137	163	174	191	213	233	247	268	287	323	
戊工員	(100)	(109)	(117)	(127)	(151)	(161)	(177)	(197)	(216)	(229)	(248)	(266)	(299)	
衛生費	47	72	63	45	55	56	57	64	70	66	67	73	69	
附工員	(100)	(153)	(134)	(96)	(117)	(119)	(121)	(136)	(149)	(140)	(143)	(155)	(147)	
農林水産業費	46	50	62	81	109	104	108	130	120	123	137	122	115	
成仆小庄未具	(100)	(109)	(135)	(176)	(237)	(226)	(235)	(283)	(261)	(267)	(298)	(265)	(250)	
商工費	24	26	27	29	58	61	25	36	45	38	38	41	41	
同工具	(100)	(108)	(113)	(121)	(242)	(254)	(104)	(150)	(188)	(158)	(158)	(171)	(171)	
教育費	54	50	53	60	60	63	77	73	78	80	85	81	81	
MHA	(100)	(93)	(98)	(111)	(111)	(117)	(143)	(135)	(144)	(148)	(157)	(150)	(150)	
税収連動交付金	53	76	84	76	76	84	78	66	89	191	182	216	214	
	(100)	(143)	(158)	(143)	(143)	(158)	(147)	(125)	(168)	(360)	(343)	(408)	(404)	
その他	10	10	10	10	11	18	15	16	21	16	22	28	24	
C 45/15	(100)	(100)	(100)	(100)	(110)	(180)	(150)	(160)	(210)	(160)	(220)	(280)	(240)	
合計	394	466	486	504	604	638	633	663	717	852	908	942	954	
ни	(100)	(118)	(123)	(128)	(153)	(162)	(161)	(168)	(182)	(216)	(230)	(239)	(242)	
		-			-	-			-					
税収 + 交付税	3,260	3,554	3,772	3,550	3,512	3,469	3,477	3,603	3,662	3,910	4,094	4,296	4,166	
7/17/1/ · 人1717/6	(100)	(109)	(116)	(109)	(108)	(106)	(107)	(111)	(112)	(120)	(126)	(132)	(128)	

主な助成制度には以下のようなものがあり、年々増加傾向。

県が独自、あるいは国の基準に上乗せして実施している主な助成制度														(単位 :Ē	百万円)
年 度 区 分	H元	H2	Н3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
私立学校経常費助成	3,858	4,027	4,276	4,518	4,719	5,039	5,590	5,956	6,089	6,058	6,061	6,083	6,039	6,066	6,040
県立病院助成	3,432	5,881	4,855	2,690	3,777	3,778	3,704	3,922	3,912	3,891	3,795	3,955	3,821	3,933	3,900
重度心身障害者医療費助成	645	667	704	769	798	884	1,023	1,069	1,234	1,443	1,503	1,446	1,686	1,739	2,098
乳幼児医療費助成					14	100	160	582	692	725	781	823	850	829	696
保育料軽減								132	513	615	625	580	626	618	599
母子・父子家庭医療費助成	38	39	56	98	105	111	130	141	169	213	230	244	271	289	336
合 計	7,973	10,614	9,891	8,075	9,413	9,912	10,607	11,802	12,609	12,945	12,995	13,131	13,293	13,474	13,669

国の制度に基づき実	国の制度に基づき実施している主な助成制度														<u> </u>
年度区分	H元	H2	Н3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
老人医療費負担金	3,277	3,605	3,981	4,432	4,862	5,456	6,139	6,754	7,016	7,207	7,860	6,330	6,385	6,697	7,401
介護給付費県負担金												6,589	8,265	9,204	9,579
保育所運営費等負担金	3,431	3,717	4,002	4,122	4,099	4,018	4,008	4,151	4,433	4,657	4,955	5,213	5,541	5,613	5,870
合 計	6,708	7,322	7,983	8,554	8,961	9,474	10,147	10,905	11,449	11,864	12,815	18,132	20,191	21,514	22,850

財政の中期的な見通し(中期財政試算)について

1 財政改革プラン推進前の中期財政試算

(1) はじめに

平成15年度当初予算の数値を基礎として、平成16年度以降の5年間について、これまでの本県における歳入歳出予算の動向、現行制度や現在の施策・投資水準等により、一定の仮定の下に財政見通しの試算を行いました。歳入の大宗を占める県税や地方交付税等については、最近の経済情勢やそれを受けての税収動向を勘案し、「構造改革と経済財政の中期展望」(平成14年1月閣議決定)及び「改革と展望-2002年度改定」(平成15年1月閣議決定)に基づき作成された国の「平成15年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」(平成15年2月)の経済指標により試算しています。

また、この試算値は、今後の経済情勢や地方財政制度の動向等、試算の前提に応じ変化するものです。

(2) 「中期財政試算(案)」(平成15年5月)との変更点

なお、中期的な財政見通しについては、平成15年5月に「中期財政試算(案)」を示してきたところですが、今回の試算は、5月の試算を前提にしつつ、5月には見込んでいなかったもの、見込み得なかったものを精査し、9月時点での再試算を行ったものです。具体的には、高齢者人口の増加などにより増大が見込まれる社会保障関係経費(介護、老人医療等)の増加分(192億円)人事院勧告に基づく地方交付税の減・退職見込者の精査等人件費関係の増減分(90億円)平成15年度普通交付税の交付決定額の減による影響分(74億円)などを織り込み、再試算を行いました。

(3) 試算結果の概要

試算の結果、平成16年度から20年度までの5年間の財源不足額の総額は、

2,032億円と見込まれます。毎年度の財源不足額を基金の取崩しで補い、このまま何も対策を講じないと、平成18年度には基金残高が底をつき、赤字額が 430億円と試算され、財政再建団体に転落する状況になるものと見込まれます。

/ 出 件 , 连 四 、

					(.	<u> 単似:ほ円)</u>
年度区分	H16	H 17	H 18	H19	H20	計
財源不足額	317	361	484	419	451	2,032
基 金 残 高 (財政赤字額)	415	54	<u>(430)</u>	(849)	(1,300)	-

財政再建団体転落となる財政赤字額 約 190億円

中期財政試算(一般会計ベース)

(H16~H20までの5年間)

(単位:億円、%)

_	$\overline{}$		年	度		H 1	6	H 1	7	H 1	ρ	H 1		半位:(息) H 2	
区) 分			反	H 1 5	'''	伸率		伸率		伸率	· · · i	伸率	112	伸率
	稞		防消	<u></u> 貴税	1,483	1,483	0.0	1,483		1,483	0.0	1,483	0.0	1,483	
			交 付	税	2,385	2,807	17.7	2,818	0.4	2,836	0.6	2,865	1.0	2,870	0.2
歳		庫	支 出	金	1,554	1,578	1.6	1,592	0.9	1,603	0.7	1,583	1.2	1,577	0.4
入	県			債	1,307	1,024	21.7	1,024	0.0	1,029	0.4	891	13.3	738	17.3
	そ	の 他	也の意	入	1,264	1,268	0.3	1,269	0.0	1,273	0.4	1,277	0.2	1,273	0.2
	歳	入	合	計	7,993	8,160	2.1	8,186	0.3	8,224	0.5	8,099	1.5	7,941	1.9
	義	務	的 経	費	3,581	3,662	2.2	3,716	1.5	3,854	3.7	3,800	1.4	3,836	0.9
		人	件	費	2,244	2,227	0.8	2,206	0.9	2,244	1.7	2,259	0.6	2,273	0.6
		扶	助	費	195	203	4.0	211	4.0	219	4.0	228	4.0	237	4.0
		公	債	費	1,142	1,232	7.9	1,299	5.4	1,391	7.1	1,313	5.6	1,326	1.0
歳		通建	設事業	業費	2,138	2,353	10.1	2,354	0.0	2,365	0.4	2,218	6.2	2,043	7.9
出		補具	协事 第	美費	939	939	0.0	939	0.0	939	0.0	939	0.0	939	0.0
		単犭	虫事業	美費	1,015	1,230	21.3	1,231	0.1	1,242	0.9	1,095	11.8	920	15.9
		そ	の	他	184	184	0.0	184	0.0	184	0.0	184	0.0	184	0.0
	そ	の 他	也の意	出	2,446	2,462	0.7	2,477	0.6	2,489	0.5	2,500	0.5	2,513	0.5
	歳	出	合	計	8,165	8,477	3.8	8,547	0.8	8,708	1.9	8,518	2.2	8,392	1.5
財 (源			額!)	172		317		361		484		419		451
基			充当		172		317		361		54		0		0
		言	<u> </u>		0		0		0		430		419		451
基 (財	金 政	残 赤 字	高:)	732		415		54	((430)		(849)	(1,300)
県		債	残	高	12,500		12,573		12,566		12,462		12,292		11,950

基金は、財政調整基金、県賃管理基金、公共施设等整備基金及び地域振興基金の4基金をいう。

推計方法一覧

早税	押.	方沿	貴税清	篔	・名目経済成長率0.00%で推計。
金等		/] / [] 5	R1767FI	71	国の「平成15年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」の経済指標による。
地	方	❖	付	税	・普通交付税
- 0	,,	^	,,	176	名目経済成長率0.00%で推計(東北新幹線建設費負担金、臨時財政対策債及び県境不法投棄対策事
					に係る県債の元利償還算入分については別途見込額を加算)
					また、臨時財政対策債への振替については15年度までの臨時的措置として見込む。
					国の「平成15年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」の経済指標による。
					・特別交付税
					15年度当初同額で推計。
国	庫	支	出	金	・人件費、扶助費については歳出連動で推計。
					・普通建設事業を含むその他については原則として15年度当初同額で推計。
県				債	・臨時財政対策債については15年度までの臨時的措置として見込む。
					・東北新幹線建設費負担金分 - 別途見込額による。
					・県境不法投棄対策事業分・別途見込額による。
_	_				・その他 - 15年度当初同額で推計。
そ	の 1	也 0	D 歳	Λ	・歳出に連動するものを除き、原則として15年度当初同額で推計。
	出				
人		件		費	・退職手当については見込み人員による積上げ。
					・その他については16年度以降伸び率なしで推計。
					・行革大綱の定員適正化数値目標分を加味。(5年間で460人)
扶		助		費	・伸び率4.0%(過去の実績)で推計。
公		債		費	・一時借入金については15年度当初同額で推計。
					・県債元利償還金
					既発債(債まで) - 発行実績の積上げ。
					15年度発行分 - 15年度当初予算県債計上額による。
					16年度以降発行分 - 歳入の県債見込額による。
					・借換債については、15年度当初と同様の考え方で発行を見込む。
善 ii	甬 建	章 母	重 3	∉ 費	・単独事業費
H .		. 112	7 7	· 5	東北新幹線建設費負担金 - 見込額による。
					県境不法投棄対策事業分 - 見込額による。
					その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
					・その他(補助、国直轄負担金等)については15年度当初同額で推計。
					事 業 総事業費 本 県 負 担 H 15 H 16 以 降 負 担 金 期 間 金 総 額当初予算 H16 H17 H18 H19
					盛岡・八戸間 ~ 4,740 334 6
					八戸・新青森間 ~ 4,700 1,560 123 333 333 333 7
					計 9,440 1,894 129 333 333 333 333 333 333 333 333 333 3
					(参考) 県境不法投棄対策事業分の今後の見込み (単位:億円
					事業期間 総事業費 H 15 H 16 H 17 H 18 H 19 H 20
					県境不法投棄対策 ~ 440 18 30 31 41 53
1					AND THE PROPERTY OF THE OWN AND THE OWN AN
チ	თ 1	他	D É	H	・物件費について、大規模施設の新設分について見込額を加算。
1		•	- POX	щ	・県税連動交付金(諸支出金等)については、15年度当初予算額をベースに税収伸び率による。
1					$^{\text{NMCH}}$ 人に $^{\text{NMCH}}$

2 その他のリスク要因

財政改革プランの推進において念頭に置く必要があるものとして、県財政が潜在的に 抱えるリスク、言い換えれば、将来一般会計の負担となるおそれがあるものを抱えてい る問題があります。

具体的には、県が関与する公社等が金融機関から資金を借り入れる際に結んでいる債務保証や損失補償、その他特別会計・企業会計の経営に関する問題です。債務保証や損失補償については、公社等が借入金を金融機関に返済できなくなった場合に県に対して負担が求められるというものですが、これは本来、公社等が経営努力によって返済すべきものであり、納税者の目線に立てば、一般会計が負担することは原則的に認めがたいものです。

したがって、こうしたリスク要因については公社等がそれぞれ経営努力により対応することを前提に、今回の中期財政試算には織り込んでいません。

これらのリスク要因に対しては、財政改革プランの推進と歩みを一にして、公社等や特別会計・企業会計が計画的な対応を図っていく必要があります。一方において財政運営上は、正確なリスク分析は困難であるものの、こうしたリスク要因を念頭に置き、不測の事態に至った場合でも県財政が破綻することのないよう、基金残高を常に一定規模確保していく必要があります。

債務負担行為明細書(平成14年度末)(公社等に係る債務保証、損失補償)

(単位:百万円)

区分	当該年度以降 支出 予定額	うち実残高	備考
青森県土地開発公社(中核工業団地)	5,690	3,799	青森中核工業団地造成事業資金借入金
(財)21あおもり産業総合支援センター	5,329		中小企業機械貸与資金等
(財)21あおもり産業総合支援セン ター(オーダーメイド型貸工場分)	8,900	8,711	オーダーメイド型貸工場モデル事業資 金借入金
(社)青森県農村開発公社	14,194	4,547	農地保有合理化促進事業資金借入金
(財)青い森振興公社	18,075	13,538	農林漁業金融公庫資金借入金
青森県道路公社	52,591	20,622	有料道路建設事業資金及び運営資金借 入金
(財)青森県フェリー埠頭公社	188	87	建設資金借入金
青森県住宅供給公社	1,707	902	住宅団地建設資金借入金

(出典:「青森県普通会計バランスシート(平成15年3月31日現在)」附属資料)

(社)青森県農村開発公社と(財)青い森振興公社は現在、統廃合により(社)青い森農林振興公社となっている。

【参 考】財政再建団体について

地方財政再建促進特別措置法では、標準財政規模(標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模)の5%以上の赤字が発生した都道府県は、国(総務大臣)が同意した「財政再建計画」に基づき財政再建を行わない限り、建設事業等の財源として地方債の発行ができないこととなります。

この制度で国(総務大臣)の同意を受けた団体を「財政再建団体」といいます(昭和30年度以降の赤字団体は、法律上は準用財政再建団体と呼ばれます)。

制度的には自主再建を選択することも可能ですが、建設事業ができないこととなるため、事実上、「財政再建団体」を選択せざるを得ません。

(1) 本県の財政再建団体転落となる赤字額

平成14年度決算ベースで約190億円の赤字。

財政改革プランを推進する前の中期財政試算(再試算後)では、平成18年度に基金が底をついて430億円の赤字が生じる試算となっており、その時点で財政再建団体へ転落となります。

(2) 財政再建団体の手続き

総務大臣への財政再建の申し出(この申し出には県議会の議決が必要) 財政再建計画の策定(おおむね7年以内)

財政再建計画策定に当たって国から検討を求められる主なもの

【歳 入】

・税 課税客体の把握の強化、徴収率の向上(他団体の平均以上)

滞納整理の促進

・使用料手数料 他団体との比較で料率が低いものの引き上げ、施設に係る

使用料の経費との関係での引き上げ

【歳 出】

・人件費給与・定員管理の適正化、学校を含めた施設の統廃合や勧奨

退職等による職員数の抑制

・補助金等 支出効果の全面的な再検討を行い、緊急度・必要性の高いもの

を除き減額又は廃止

・普通建設事業 再建期間中に充当可能な一般財源の範囲内で重要なもののみ

とし、補助事業を優先し単独事業はできるだけ抑制

財政再建計画の県議会の議決と総務大臣の同意

財政再建計画に基づく予算の調製



~ その結果として、次のようなことが現実のものに ~

県単独施策の廃止

私学助成、各種医療費助成等の主要単独施策、関係団体や市町村に対する県独自の補助金の廃止・縮小

単独事業を中心とした公共投資の大幅な抑制



~ 待ったなしの歳出削減に直面

国の指導監督の下で、急激で強制的な財政再建計画の策定・実行が求められる

財政改革の目指すべき方向性

1 方向性

(前提)

公共投資の積み増しによる公債費の増加、高齢者人口の増加に伴う社会保障関係費の増加、補助対象者や補助率の増加等による補助費等の増加といった、これまでの右上がりの歳出構造は、経済成長による税収入の増加によって支えることができるという経験則で対応してきました。しかしながら、バブル崩壊以降10年間にわたり、経験則と実態とのかい離が続いています。

一方で、時代変化とともに対応すべき課題が変化していますが、現在の財政構造では、 柔軟な対応力が失われつつあります。財政改革が目指しているのは、既存の事務事業を 見直し、環境の変化に機動的・弾力的に対応できる持続可能な財政構造を確立すること です。

(見直しの基本的視点)

具体的には、歳入の拡大を前提とした様々な施策、サービス、制度の全体が、財政の現状のみならず、県民意識の変化や時代の要請にかなうものとなっているのかを、以下のような観点から常に県民の視点で問い直すことが必要です。そして、県として重点的に取り組むべき分野、他に委ねるべき分野を見極め、緊要な政策課題に、優先順位を明確にして取り組んでいく必要があります。仮に財政状況が許したとしても、この事業のために県民の皆様から税金をいただけるかどうか、県が関与すべき分野や守備範囲であると納税者に対して説明ができるか、といったことを問い直していくことが必要と考えます。

- ・地方分権時代における国及び市町村又は民間との役割分担の明確化
- ・県が関与すべき分野や守備範囲の見直し
- ・簡素で効率的、効果的な行政体制の確立
- ・事務事業の優先度の明確化と重点化
- ・事務事業の整理合理化、施策水準の見直し
- ・受益者負担のあり方の見直し
- ・自主財源確保に向けた取組みの推進

(重点分野の明確化と青森県の将来像実現の基盤づくり)

財政改革は、それ自体が目的ではなく、時代がこれから最も必要とする「水」、「食料」、「エネルギー」の全てにおいて恵まれた本県の優位性を活かす、青森県らしい県づくりを着実に進めるための基盤を構築する取組みです。

このため、徹底した事務事業の見直しを進めると同時に、県民一人ひとりが安心と幸せを実感できる青森県の構築を目指して、以下の3分野をはじめとする施策に重点的に取り組みます。そして、平成16年度中に策定する新しい基本計画において示される青森県の将来像を実現するための財政的基盤として土台から支えてまいります。

創造性と活力あふれる「産業・雇用」

雇用環境の整備を、関係機関との連携を密にしながら強力に進めるほか、自助自立の経済を目指し、地域の優位性や可能性を最大限に活かした新たな地域産業づくりを推進するとともに、「攻めの農林水産業」を推進します。

共に支え合う、健やか・安心の「福祉」

少子・高齢化が進行する中、生涯を健やかで安心して暮らせるよう、健康づくりをはじめとした各種の保健・医療・福祉サービスや地域の助け合い活動などを推進します。

次世代へ誇れる財産としての「環境」

経済の飛躍と美しい環境の調和が持続するよう、県民・事業者・NPO等との協働により、資源循環型社会の構築や廃棄物の適正処理などを推進します。

また、上記3分野では、人づくりの視点からの施策にも取り組むこととします。

2 数値目標

平成16年度以降の5年間で見込まれる財源不足額 2,032億円を解消しつつ、環境の変化に機動的・弾力的に対応できる持続可能な財政構造へ転換していくための数値目標を設定します。

平成20年度末(計画最終年度)において380億円以上の基金残高を確保 平成20年度(計画最終年度)において収支均衡(基金に頼らない財政運営)を実現

「380億円以上の基金残高」を確保する理由

~ 基金残高の最低ラインとして ~

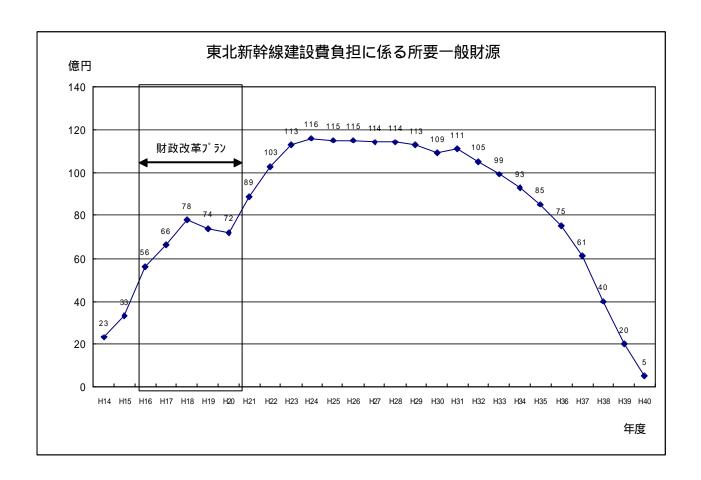
不測の事態に至った場合でも財政再建団体転落を回避するため標準財政規模の10%程度 380億円

平成21年度以降10年間の東北新幹線建設に係る公債費の増加に備えるため

平成21年度から30年度までの増加累計額 381億円

【参 考】東北新幹線建設費負担の将来見通し

東北新幹線建設費負担に係る県債の償還が平成21年度以降、本格化。 県民の悲願である東北新幹線全線の早期完成を目指す取組みへの財政的備え が必要。



平成21年度以降10年間の東北新幹線建設に係る公債費の増加見込額

(単位・億円)

短分 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	・ 志 J <i>)</i>
所要一般財源	72	89	103	113	116	115	115	114	114	113	109	計
対20年度増加額	-	17	31	41	44	43	43	42	42	41	37	381

財政改革取組方針

1 具体的取組みと効果額(一般財源ベース)

-	<u>具体的収組のC効果</u> 項 目	内 容	削減額(~)
	Д Н	r3 E	一(一般財源ベース)
	1 人件費の抑制	 県職員自らも県民と痛みを分かち合うための自	
			 30 10 10 10 10 10 10 10
		I MAKE OF THE ME	
		 定員適正化計画の着実な実施	(5億円)
		・ ~ の5年間で460人削減(この削減による	1
		効果は中期財政試算に織込み済み) 以降も	-
		年90人規模の定員適正化を実施	人员 (6)[1]
		一十50人がほうたり返出して実施 給与の減額	(378億円)
歳		・知事等特別職の給与(給料、期末手当及び退職	(0,018,13)
75%		手当)の削減	
		知事 20%削減	
		国知事、出納長、教育長、 1 副知事、出納長、教育長、	
出出		人事委員会委員長、代表 > 10%削減	
"		監查委員	
		・一般職の給与について、 人事委員会勧告の完	
		全実施により年収ベース2.6%程度削減し、さ	
		らに、平成16年4月1日から平成21年3月31日の5	
の		年間、職位別に6%から2%の削減	
		人事委員会勧告の完全実施分を含めれば、	
		8.6%から4.6%程度の削減	
		また、管理職手当についても5%の削減	
		・退職手当の見直し(支給割合引下げ、特別昇給	
削		制度見直し)	
		非常勤職員等の削減合理化	(15億円)
	2事務事業の見直し	納税者である県民視点、官と民、市町村・民間	<u> </u>
		団体等の役割分担を踏まえた事業選択と絞り込み	
		P27 資料「事務事業の見直しの考え方」	
減		補助金等の見直し	(175億円)
		・財政改革推進委員会の数値目標(20~25%の削	
		減)を踏まえつつも、県民生活への影響に配慮	
		・結果として数値目標を下回るものの、全体で5	
		年間において 当初比15%程度の削減	
		・個別具体の見直し内容は、上記「見直しの考え	
		方」に基づきながら、毎年度の予算編成の段階	
		で反映	
		その他行政経費等の見直し	(194億円)
		・財政改革推進委員会では削減対象としていない	
		ものの、徹底した内部管理経費の節減や、補助	
		金等と同様の観点からの県の事務事業の効率化	
		合理化などにより、全体で5年間において 当	
		初比10%程度の行政コストの削減	

	項目	内容	削減額(~)
			(一般財源ベース)
	3 投資的経費の削減	投資的経費については、これまで相当程度前倒 しで実施してきており、財政改革推進委員会の 数値目標(30~40%の削減)を踏まえ、計画最終 年度の では 当初比40%程度の削減	751億円
歳		大規模施設 ・大規模施設については、原則として、新規着工を見合わせる 【新規着工を見合わせる大規模施設】 ハ戸芸術パーク、大型児童館、屋内スケート場、新田名部川漕艇場、国際交流センター ・動物愛護センターについては、既に用地取得を行い 当初予算で設定した継続費により用地造	
出		成済みとなっている経緯や事務の集約化に伴う 行政経費の節減効果等を踏まえ、可能な限り規 模縮小を図った上で着工継続 ・着工済みの県立美術館本体は維持管理費の大幅 な節減を図った上で工事を継続するものの、周 辺の総合運動公園芸術ゾーンについては、可能	
の削削		な限り規模縮小・工期延伸 ・着工済みの農林総合研究センターについては工事を継続するものの可能な限り工期延伸 ・着工が計画されていた新総合運動公園内の陸上競技場や野球場等については着工を見合わせる。なお、総合運動公園内の陸上競技場や野球場の在り方も含めて計画を再検討	
減		事業費が抑制される中で、県民ニーズにできる 限り対応していくため次の取組みに努める ・公共事業の優先度を検討するための事前評価及 び継続評価制度の導入 ・公共工事のコスト縮減の推進 ・入札・発注制度の改善 ・ファシリティ・マネジメントなどの活用の検討 による生涯コストを勘案した事業選択	
	4 公債費の平準化	投資的経費の抑制による将来の公債費が軽減されることを踏まえ、緊急避難的措置として、借換えが可能な公債費の全額借換えの実施改革プラン推進期間中、更なる経費の節減に努め、その節減分については優先的に償還費に充てることとし、借換えの抑制に努める	449億円
		歳 出 の 削 減 計	1,967億円

	項目	内容	確保額(~)
			(一般財源ベース)
	1 県税収入の確保	県税滞納額の縮減、超過課税継続の検討、法定 外税創設の検討	1 2 億円
歳	2 受益者負担適正化	 使用料・手数料の新設等 ・白神山地ピジターセンター、縄文時遊館、県営住宅駐	8 億円
入		車場等 県有施設使用料の減免措置の見直し	
の		・青森空港ナイトステイ等 公共事業の市町村負担の見直し	
確		・八戸港整備事業、農業農村整備事業等	
保	3 その他	県有財産の有効活用、未収債権の回収等	2 億円
		歳 入 の 確 保 計	2 2 億円

財源不足解消に向けた具体的取組み 計 1,989億円 (中期財政試算財源不足額(~)2,032億円)

2 施策の重点化に向けた具体的取組み

2 施策の重点化	に回けた	具体的取得	<u>組み</u>						
項	目		内	容	<u> </u>	上限	額(~)		
						(一般	と財源ベース)		
1ふるさと再生・	新生重点构	重点	分野の方向	性			180億円		
(ソフト事業)		創	造性と活力	あふれる「i	産業・雇用	, <u> </u>			
		共	に支え合う	、健やか・	安心の「福	祉」 ┃16年/	度 20億円 │		
		次	世代へ誇れ	る財産とし [.]	ての「環境	」 17年月	度		
		上記	3 分野には	人づくりの	視点をも含む	む。 📗 ~	各40億円		
		単年	度予算枠20	億円・2カ	年継続、通	常枠 ┃20年/	度		
		と未	来デザイン	県民会議・月	宁内ベンチ [・]	p -	<i>_</i>		
		制度	枠						
2 生活創造公共事	業重点枠	雇用	・地域経済	への対応の	観点から投資	資的	118億円		
		経費の	削減による	影響を最小	限にとどめ	ll			
		ともに	、可能な限		業費ベース				
		め、補	助事業費を	に密 16年/	度 各 ∥				
		着した	着した公共事業費等を対象に重点枠を設定。 17年度 50億円 ただし、本重点枠の規模については、各年 18年度 各						
		ただ	し、本重点	枠の規模に	ついては、 _i	各年 ┃18年/	き 各		
		度の税	収減などの	リスク要因	に対応して		度┣200億円		
		するこ	ととする。			20年月	۱۱ ا		
						計	700億円		
							/		
 重点枠設定後	の普诵建設	事業費の姿	8(東北新草	全線分を除ぐ	()	(単作			
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	計 (16~20)		
区分									
普通建設事業費 (設定前)	2,009	1,748	1,495	1,250	1,237	1,208	6,938		
対 当初比 %	_	87%	74%	62%	62%	60%	1 1		
אין דער דער אין							-		
設 定 額		50	50	200	200	200	- 700		
	2,009	50 1,798	50 1,545		200 1,437		- 700 7,638		

|--|

【参考1】財政改革プラン推進による財源不足解消額の状況 (一般財源ベース)

(単位:億円)

						(早1)	<u>I:億円)</u>
$\overline{\mathbb{X}}$	年 度 分	H16	H17	H18	H19	H 20	計
	財 源 不 足 額 財政改革プラン推進前)	317	361	484	419	451	2,032
財	人 件 費 の 抑 制 (給 与 の 減 額 等)	73	75	81	83	86	398
源不	事務事業の見直し	45	75	80	77	92	369
· 足	投資的経費の削減	68	124	180	187	192	751
額解	公 債 費 の 平 準 化	55	98	103	62	131	449
消	歳入確保に向けた取組み	1	6	4	5	6	22
策	計	242	378	448	414	507	1,989
施策	ふるさと再生・新生重点枠	20	40	40	40	40	180
の 重	生活創造公共事業重点枠	9	9	37	37	26	118
点 化	計	29	49	77	77	66	298
	財 源 不 足 額 対政改革プラン推進後)	104	32	113	82	10	341
基	金取り崩しにより対応						
	基 金 残 高	628	596	483	401	391	-

[「]生活創造公共事業重点化枠」には公債費の増加見込分を含む。

数値目標の達成見通し

区分	目標	達成見通し
平成20年度末における基金残高	380億円以上	391億円
平成20年度における基金取崩し	ゼロ	10億円の取崩し

【参考2】財政改革プラン推進後の中期財政試算

(単位:億円、%)

r 						<u>(単位:億</u>	(円、%)
年度区分	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	対 H15 比 増 減 率
歳入合計	7,993	7,905	7,710	7,653	7,370	7,188	89.9
県 債	1,307	893	801	770	626	459	35.1
歳出合計	8,165	8,009	7,742	7,766	7,452	7,198	88.1
義務的経費	3,581	3,522	3,531	3,659	3,646	3,610	100.8
退職手当除きの 義 務 的 経 費	3,387	3,351	3,376	3,465	3,434	3,385	99.9
退職手当除きの 人 件 費	2,050	1,971	1,964	1,958	1,953	1,949	95.0
公債費	1,142	1,177	1,201	1,288	1,253	1,200	100.5
普通建設事業費	2,138	2,131	1,878	1,783	1,611	1,408	65.9
東北新幹線除きの 普 通 建 設 事 業 費	2,009	1,798	1,545	1,450	1,437	1,408	70.1
補助事業費	939	873	732	666	672	692	73.7
単独事業費	1,015	1,077	965	937	758	535	52.7
東北新幹線除きの 単 独 事 業 費	886	744	632	604	584	535	60.4
その他の歳出	2,446	2,356	2,333	2,324	2,195	2,180	89.1
補助金等 (税収連動交付金除き)	624	616	600	609	632	632	100.8
介護保険、老人医療費等負担金	313	330	340	351	362	375	119.7
その他補助金等	311	286	260	258	270	257	82.7
財源不足額(歳入・歳出)	172	104	32	113	82	10	-
基金取崩充当額	172	104	32	113	82	10	-
計	0	0	0	0	0	0	-
基金残高	732	628	596	483	401	391	-
県 債 残 高	12,500	12,485	12,341	12,067	11,674	11,159	-



財政改革プランを着実に推進することにより、普通建設事業費とその他の歳出(一般行政経費)の割合が大きく変化(47:53 39:61)し、ソフト事業を重視した施策の重点化が見込まれます。また、収支の均衡も概ね達成され、その後、歳入面を中心に不確定要素があるものの、歳出面では、現在、各年度において大幅に増加を続けている公債費の伸びが抑制されることなどによって、様々な環境変化に機動的・弾力的に対応できる財政運営が可能となります。

【資 料】事務事業の見直しの考え方

補助金を含む事務事業の在り方については、厳しい財政状況を勘案することはもちろんであるが、 財政状況が許したとしても県民全体からいただいた税金が財源であるという認識の下、県が関与すべ き分野や守備範囲であると納税者に対して説明が可能なことが必要である。したがって、以下の基本 的な視点から、県が関与すべきもの以外は原則として廃止し、何らかの関与が必要なものについても、 成果重視の立場から整理・合理化する。

1 基本的な視点

以下のキーワードで事務事業の優先順位を極力明確化する必要がある。

必要か

対象が減少したり、固定化するなど県民全体のニーズが薄れた事務事業

妥当か

国・市町村・民間・NPO・県民といった主体との役割分担、費用分担の観点から県が行う妥当性が薄れてきた事務事業

有効か

社会情勢の変化等に応じて、費用対効果が低下してきたり、効果が不透明になっている事務 事業。県が関与することで、かえって自立性を阻害する事務事業

公平・公正か

特定の者、団体、地域だけが対象であり、類似の対象と比較して、一方にだけ有利に働いたり、広く県民全体に受益が及ばない事務事業。

効率・簡素か

零細な補助金、類似の補助金、同一の者に対する補助金など、効果に比して事務コストのかかる事務事業。

緊急・優先か

______ 限られた財源を効果的に活用するため、他に比して、緊急優先度合いが劣る事務事業

2 廃止の考え方

施策の浸透、普及等により、事業目的が達成されたもの

社会経済情勢の変化等により、事業効果が薄れているもの

一定期間事業を継続しても目的が十分達成されないなど、事業効果が不明確又は乏しいもの、 事業目的があいまいになっているもの

受益と負担の関係から、本来、国、市町村、民間等で負担すべきものであり、県負担が適当でないもの

県が関与することにより、かえって自立性を阻害してしまうもの

小額又は低率補助であり、事務コストに比して事業効果が薄いもの

補助よりも融資等への転換により、費用対効果の最適化が図られるもの

対象事業が収益を伴うものであり、他の措置によっても十分目的が達成できるもの

その他、行政が関与すべき範囲を超えていると認められるなど、「公益上の必要性」から不適 当なもの

3 整理・合理化の考え方(補助金)

公益性が高い活動に対する経費負担的な補助金にあっても、補助事業者との役割分担の度合い に応じた補助率、補助対象の見直し

社会経済情勢の変化等に応じて、応分の負担を求めることによる見直し

各種団体に対する補助金は、次の視点による縮減

- ・ 剰余金の活用、受益者負担の導入など自主財源の確保
- ・ 人件費を補助対象とするものは、補助対象業務に応じた合理的な補助対象経費の積算
- ・ 県に準じた経費削減による補助対象経費の削減

補助率が1/2を超えるものは、原則として1/2以下へ引き下げ

零細な補助金、類似目的の補助金、同一の者に対する補助金については、事務コストを踏まえた見直し

計画に基づくものについては、社会経済情勢の変化等に応じた計画規模の縮減、計画期間の延 長等による単年度事業費の縮減

終期が設定されていない補助金についてはプラン期間内の終期を設定

財政改革プランの推進に当たって

1 県民、市町村、各種団体等との情報共有

財政改革プランを着実に推進するためには、県民の皆様や市町村、各種団体等の御理解と御協力を得る必要があります。財政改革への取組みは、県民の皆様などの痛みを少なからず伴うものであり、そのため、「情報共有」をキーワードに、御理解を深めていただくための情報発信に継続して取組み、さらには御意見、御提案を積極的に伺ってまいります。

2 職員の意識改革

財政改革を成し遂げていくためには、職員一人ひとりが、財政改革の必要性とこのプランが目指すべき方向性を十分に認識することが最も重要となります。また、職員意識においても、右上がりといった予算の拡大志向から脱却し、限られた財源の中で最大限の効果を達成していくよう、「施策の選択と重点化」を進めていく中で、「あれもこれも、という視点から「あれかこれか」への意識転換を進めます。

さらには、政策の立案段階から十分ニーズを見極めるとともに、前例や既成の概念に とらわれず、知恵と工夫を凝らしながら積極的に問題を提起し、新たな政策を提案して いこうという方向での意識改革、自主自立の青森県づくりに向け新たな課題に積極果敢 にチャレンジする姿勢を強めるよう努めてまいります。

3 プランの推進・点検体制

財政改革プランを着実に実行していくため、全庁横断的な組織である「青森県財政改革推進会議」において進行管理を行います。

また、毎年度、第三者機関である「青森県行政改革推進委員会」へ財政改革プランの推進状況をとりまとめの上報告するととともに、県民の皆様に公表します。

4 雇用・地域経済への対応

現在の厳しい経済状況を踏まえた場合、雇用・地域経済への対応という観点からの検討は欠かせないものであり、財政改革と雇用・地域経済という二つの課題解決を同時に進めることが求められている状況にあります。

県では、今後、国の支援制度等との連携を密にしながら、限られた財源を可能な限り「雇用刺激型」にシフトさせるとともに、新たに創設する施策の重点枠を最大限活用して、新しい産業・雇用の創出や産業構造の転換を図り、地域経済の活性化と雇用対策に取り組みます。

また、投資的経費の規模をバブル期前の水準まで引き戻すこととしていますが、県で

は地元建設業者の受注機会確保の観点から、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮しながら可能な限り分離・分割発注に努めるとともに、県外建設業者と県内建設業者との共同企業体方式を推進してまいります。さらには、「青森県建設産業ビジョン」等の策定・実施を通じて、建設産業の構造改革の支援等を行い、その影響を最小限にとどめる方策に努めます。

5 財政改革プラン推進期間中における課題

この財政改革プランを策定するに当たって設置された民間有識者からなる「財政改革 推進委員会」からの報告書では、数値目標とともに、「歳出削減のみちすじ」として、

- ・ 予算編成・執行システムの改革
- ・ 人件費、公共事業及び補助金の削減についての手順・手法、視点、制度にわたる新 たな方策や見直し
- 財政再建の進行管理、財政危機の再発防止

といった点についても提言されています。

報告書が重視する「透明化、公平さ」、「住民目線での事業選択・絞り込み」、「官民の役割分担の再設計(民営化・外部化・協働化)」については、今後の財政改革プランの推進に当たっての視点として取り込んでいく必要があります。

県としてはこれまでも、平成13年11月に改定した「青森県行政改革大綱」において、「県の役割の明確化」と「県民の視点による改革」に留意して取り組むことを行政 改革の基本的考え方の一つと位置づけ、政策マーケティングシステムや事務事業評価シ ステムの導入、県民との協働を推進するための「県民と行政のパートナーシップ推進ビ ジョン」や、外部資源の活用による減量・効率化を目指した「民間委託等の推進に関す る基本指針」を策定してまいりました。

今回、財政改革推進委員会から示された課題についても、予算編成の透明性を高める ための取組みや、部局の主体性をより生かした仕組みの導入等により、その成果を県民 視点で予算編成に反映させるよう努力してまいります。

おわりに

本県財政の生命線とも言える地方交付税は、国の交付税特別会計における巨額の借入等によって維持されていますが、今後の財政構造改革の進展等に伴い、削減傾向が強まることが懸念されます。もちろん、国の改革では地方分権時代にふさわしい地方財政基盤の確立を基本に据えるべきであり、単なる地方への負担転嫁や行政サービスに支障をきたすような不十分な財源確保に終わることは許されません。

しかし同時に、本県においても、受益と負担の関係を踏まえつつ、徹底した行財政の簡素・効率化により、健全で機動的・弾力的な財政構造を構築していく必要があります。

このため、県としても、県民の皆様に県財政のすべてを公表し、県民の皆様ご自身が県 財政の主役であることを再認識していただくことによって、県財政を、県民の皆様から遠 く離れたものではなく、むしろ身近なものであり、県民自身のお金の使い方・負担の仕方 の問題であるという見方をしていただけるような努力をしていきたいと考えます。

そして、県民の皆様ご自身が負担する貴重な「税金」と、将来世代に負担を納得してもらえる程度の「借入金(県債収入)」の範囲内で支出を行うという基本に立ち返り、事務事業の点検に当たっては、納税者の皆様から御納得いただけるような支出であるか、という観点から徹底して見直しを図り、また、必要な支出に対しては、税負担をはじめ、県民の皆様にそのための負担を御納得いただけるよう努力していく必要があると考えています。

このため、「納税者である県民自身とその将来世代のもの」に他ならない「県財政」を、「県民の財政」と位置づけ、「財政改革プラン」を着実に推進していきたいと思います。 納税者である県民の皆様と将来世代への責任を果たすという視点・目線での青森県の再生・新生に向けた取組みであることに、改めて御理解をいただき、御協力をお願いいたします。